

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 9 夏期休業日は、令和二年度に限り、第十条第一項第三号の規定にかかわらず、八月一日から八月三十一日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。